

## 【児童生徒に性暴力被害が起こった場合の初期対応留意点】

### ○被害児童生徒への対応（初期対応）

※性暴力は（疑いの段階でも）重大事態と捉え、原則として即日対応する必要があります。

#### 1. 被害児童生徒本人から打ち明けられた場合

被害児童生徒が安心して話せる場所で話しやすい教職員が話を聴きます。最初の段階では、「誰に、何をされたか」を聴き、何度も被害にあっている場合には可能であれば直近の被害日時について確認します。（子どもへの聴き取りで留意する点参照）傷ついた気持ちに寄り添い、言いにくいことを「話してくれてありがとう」と伝えましょう。さらなる聴き取りは十全に準備をしたうえで行います。

#### 2. 本人以外の児童生徒から相談された場合

誰がいつ、どのような場面で知ったか、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかを確認します。情報を提供してくれた児童生徒に対しては「先生に相談してくれたことは間違っていないよ」という姿勢を示した上で、この話を広げないことと、困ったときに相談できる教職員の名前を伝えます。被害児童生徒が開示を嫌がっている場合や了解しているかどうか分からない場合は、慎重に進めないと、心配して情報を提供してくれた児童生徒の立場を悪くしてしまいます。

#### 3. 管理職へ報告し、チームで対応しましょう

「疑い」の段階で重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始します。なにより管理職のスピーディな判断が重要です。即日に対応を開始しない場合は、保護者に説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。

最初にチームを作って役割を決めます。性暴力被害の場合、原則としてチームの教職員のみ詳しい情報を共有します。被害児童生徒の支援担当教職員を決め、被害状況と不安・心配なことなどを聴き取ります。学校内に加害児童生徒がいる場合、同時に加害児童生徒からの聴き取り担当教職員を決めます。同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。一人の教職員に負担がかかりすぎないように、事案ごとにスクールカウンセラー、養護教諭なども含めたチームで対応する必要があります。

被害児童生徒の保護者に連絡し、はじめに学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密は守る」ことを強く約束することが肝要です。そして「いまのところわかっている情報」を共有し、以下について保護者に伝えます。

- ①医療機関受診の必要性（治療が必要な外傷があった場合、妊娠の可能性があり緊急避妊ピルが有効な72時間以内の場合など）
- ②心とからだのケアの必要性と、性暴力被害者支援センターのような専門機関に相談するメリット（保護者だけでも相談は可能です）
- ③学校内で今回の出来事を知っている教職員（チームのメンバー）
- ④警察に通報する意思はあるかの確認（被害直後であれば、事実を証明する証拠を採取することが可能です）

#### 4. 学校内及び学校外の関係機関との調整担当教職員を決めましょう

児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮します（とくにSNSへは注意が必要です）。教職員の情報共有の範囲を決めます。

「疑い」の段階であっても教育委員会への報告は必要です。性暴力被害加害の対応については、苦慮することが多いため、教育委員会の援助も得ながら、専門機関からの助言で救われることもあります。（性暴力被害者支援センター等の相談窓口では教職員からの匿名での相談や電話相談も可能です。初期対応での注意点や被害児童生徒への配慮など第一報の時点から助言があることで学校の緊張と負担が軽減します。）

さらに必要に応じて警察、弁護士、福祉、医療へ相談する優先順位とタイミングを判断しますが、あくまで本人の意思やペースを大事にしてください。

#### 5. 安全な場所の確保・維持、再被害防止のために

担任もしくは支援担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考え、学校に来ることなどへの不安・心配はないかを本人にたずねます。当分の間、保護者が送り迎えする方がよい場合もあります。被害児童生徒とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- ・誰かが被害のことを質問したときにどう答えたらよいか。
- ・被害を受けたことで学校内で行けなくなった場所があるかどうか（加害児童生徒の別室登校等、被害児童生徒を守る具体的な方法の提示も必要になることがあります）
- ・どういう状況（男性と2人になる、後ろから背中を叩かれるなど）で精神的に不安定（パニックになる、呆然とたたずむなど）になるか（教材や性教育などで様々な配慮が必要になることがあります）
- ・同じような被害を受けそうになった時にできることの具体的な例（すぐにいや！と言う、逃げる、理由を言って離れる、先生など大人に話すなど）

「うわさ」になっている場合は、本人、保護者の了解のもとに、「うわさ話を広げることによって、傷ついた子がより学校に行きづらくなることをわかってほしい」などクラスや学年で児童生徒に伝えます。

#### 6. 本人、保護者と定期的に連絡をとりましょう

保護者の気持ちを学校が受け止めなければならない場合も多くあると思います。児童生徒が被害にあうことにより、保護者も傷つき動揺します（同様なトラウマ反応を起こします＝代理受傷）。保護者自身の怒りや不安から、事件の解決を急いだり、将来のことまで心配したりすることもあります。丁寧に関わりを聞き、気持ちに寄り添うことで落ち着くことができます。児童生徒の回復には、保護者の関わりが大きく影響してきます。ただし、保護者の気持ちと本人の気持ちはずれてしまうこともしばしばみられるため、本人の気持ちや考えを十分に聴いてあげないと、本当の回復にはつながりません。本人のことをしっかり理解しながら、学校と保護者がよい連携をとっていくことが子どもの回復につながります。

また、被害児童生徒の学校生活における配慮事項も徐々に変化していくので、定期的に支援体制の見直しをしなければなりません。不眠、食欲不振、集中できないなどの状態が続くようなら、医療機関への紹介が必要かもしれません。

○加害者児童生徒への対応（初期対応）

**1. 事実確認を複数の教員で行いましょう**（事実確認を行う教員とメモをとる教員）

加害者と決めつけるのではなく、まず何があったかをオープンクエスチョンで聴き、淡々と事実を確認する。

事実確認後、加害児童生徒が話しやすい教職員が、信頼関係を壊さないようにしながら、加害児童生徒の性知識のレベル、価値観、どこまでを性行為と認識しているのかを評価します。加害の要因を明らかにすることが、再発防止の上では重要です。

**2. 関係機関との連携**（必要に応じて）

スクールカウンセラーや児童相談所等、加害児童生徒の様子や状況によって、必要に応じて、関係機関と連携し、加害児童生徒および保護者の対応を行う。

※加害者が児童生徒でない場合も想定されます。その場合は即、警察または児童相談所へ連絡してください。

[参考資料]

○学校で性暴力被害がおこったら

調査研究者 兵庫県立尼崎総合医療センター 田口奈緒

○学校でおこった性暴力被害の初期対応手引き

奈良県性暴力被害者サポートセンターNARAハート

## 【子どもへの聴き取りで留意する点】

※当事者に話を聴く際には、以下の点に十分注意して、まず事実確認をします。事実確認と生徒指導は区別します。

1. 〈環境〉他の人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聴く
2. 〈態度〉感情的な対応にならない
3. 〈スキル〉
  - ・無理に聴きすぎない
  - ・指導や圧力にならないように気をつける
  - ・開示をほめすぎない
4. 〈今後のこと〉
  - ・確認などのために他の人がもう一度話を聴くことは避ける
  - ・わからないことは言わない
  - ・できない約束はしない
  - ・次に相談できる機会を提供する
  - ・一人で抱え込まない

